

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	アイルランドにおける憲法改正の手續と事例
他言語論題 Title in other language	Procedure and Cases of Constitutional Amendment in Ireland
著者 / 所属 Author(s)	井田 敦彦 (Ida, Atsuhiko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 憲法課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	816
刊行日 Issue Date	2019-01-20
ページ Pages	27-46
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	アイルランドにおける憲法改正の手續と事例を紹介する。事例は、2018年の改正を含め、これまでに6つの改正案が国民投票に付された妊娠中絶に関する改正を取り上げる。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

アイルランドにおける憲法改正の手續と事例

国立国会図書館 調査及び立法考査局
憲法課 井田 敦彦

目 次

はじめに

I 憲法改正の手續

- 1 憲法上の規定
- 2 国民投票の手續
- 3 国民投票委員会
- 4 資金規制
- 5 放送規制

II 憲法改正の事例—妊娠中絶をめぐる—

- 1 妊娠中絶に関する憲法改正
- 2 第8次改正（1983年）
- 3 第12次改正案と第13次・第14次改正（1992年）
- 4 第25次改正案（2002年）
- 5 2013年妊娠中絶生命保護法
- 6 第36次改正（2018年）

おわりに

キーワード：アイルランド、憲法、憲法改正、国民投票、妊娠中絶

要 旨

- ① アイルランド憲法は 1937 年に制定された。2018 年には第 36 次と第 37 次の改正案（憲法改正法案）が国民投票に付された。憲法が改正されたのは 31 回である（第 37 次改正までの回数）。
- ② 改正案は下院に法律案として提出され、上下両議院でそれぞれ出席議員の投票の過半数により可決された後に、国民投票に付される。
- ③ 国民投票に当たっては国民投票委員会が広報活動を行う。国民投票委員会は委員長（最高裁判所の判事経験者など）と 4 人の委員（原則として、会計検査院長官、オンブズマン、両議院の事務総長）で構成される。
- ④ 国民投票運動に公費助成はない。政党、関係団体等の資金については、選挙法が当該団体等への寄附を規制している。当該団体等による支出については規制がない。
- ⑤ 政治目的の広告の放送は禁止されている。政党による意見放送については、放送局に放送する義務はないが、放送する場合には、賛否双方に平等な放送時間を確保することが求められている。
- ⑥ アイルランドでは、宗教的な背景もあって妊娠中絶に関する事項が憲法問題となり、30 年以上にわたって議論が行われてきた。1983 年に、胎児の生命権が憲法に規定された。1992 年の最高裁判所判決は、妊婦の生命の危険（自殺の危険を含む。）がある場合には、妊娠中絶が憲法上認められることがあるとした。妊婦の生命の危険（自殺の危険を除く。）がある場合に妊娠中絶を認める改正案が国民投票で 2 度否決され（1992 年、2002 年）、この間、妊娠中絶に関する法整備が進まず、多くの女性が妊娠中絶のために外国に渡航した。2013 年に、上記最高裁判所判決の内容が法律化された。2018 年に、胎児の生命権の規定を改め、妊娠中絶の規制を法律事項とする憲法改正が行われ、同年末に成立した法律で妊娠中絶はより幅広く認められるようになった。
- ⑦ 何が憲法問題になるかは国によって様々であるが、国民投票の在り方、司法審査との関係、国民の政治参加などは各国に共通して見られる課題である。アイルランドの憲法改正は、こうした課題への取組の一例を示している。

はじめに

アイルランド憲法⁽¹⁾は 1937 年に制定された。2018 年には第 36 次と第 37 次の憲法改正法案 (Amendment of the Constitution Bill. 以下「改正案」という。) が国民投票に付された。これまでの主な改正案を次頁の表 1 に示す。このうち網掛けした改正案は、国民投票での否決等により憲法改正につながらなかった。これらを除くと、憲法が改正されたのは 31 回である (第 37 次改正までの回数)。

本稿では、アイルランドにおける憲法改正の手續と事例を紹介する。第 I 章では改正手續、具体的には、憲法上の規定、国民投票の手續、国民投票委員会、資金規制、放送規制について述べる。第 II 章では事例として、人工妊娠中絶 (以下「妊娠中絶」という。) に関する憲法改正を取り上げる。妊娠中絶については、2018 年の第 36 次改正案を含め、これまでに 6 件の改正案が国民投票に付され、4 回の憲法改正が行われている。その経緯をたどることで、憲法をめぐる議論の展開と収束の一例を示す。

I 憲法改正の手續

1 憲法上の規定

アイルランド憲法の規定では、改正案は下院⁽²⁾に法律案⁽³⁾として提出され、上下両議院で可決された後に国民投票⁽⁴⁾に付される (第 46 条第 2 節)。両議院における可決要件は、それぞれ出席議員の投票の過半数である (第 15 条第 11 節第 1 項)。

国民投票で過半数が賛成であった場合には、改正案は国民に承認されたとみなされる (第 47 条第 1 節)。国民投票の投票権者は下院議員の選挙権者と同じであり (同条第 3 節)、投票権年齢は 18 歳以上である (第 16 条第 1 節第 2 項)。

承認された改正案 (法律案) は大統領により署名され、法律として遅滞なく公布される (第 46 条第 5 節)。法律案は署名の日から法律となり、原則としてその日から施行され (第 25 条第 4 節第 1 項)、憲法が改正される。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018 年 12 月 21 日である。

(1) 概要は、山田邦夫「アイルランドの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情 2』(調査資料 2002-2) 2002, pp.123-159; 国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法集 (2) アイルランド憲法』(調査資料 2011-1-b 基本情報シリーズ 8) 2012. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487278_po_201101b.pdf?contentNo=1> 参照。

(2) アイルランド議会 (Oireachtas) は大統領と 2 つの議院 (下院 (Dáil Éireann) と上院 (Seanad Éireann)) から構成される (憲法第 15 条第 1 節)。下院は選挙区を代表する議員から構成され、上院は首相が指名 (nominate) する議員と、大学等により又は職能別に選挙される議員から構成される (憲法第 16 条第 2 節、第 18 条)。

(3) 法律案には政府提出のもの (government bills) と (政府構成員以外の) 議員提出のもの (private members' bills) があるが、後者が法律になることはほとんどないとされる。David Gwynn Morgan, *Constitutional law of Ireland: the law of the executive, legislature, and judicature*, Dublin: Round Hall Press, 1985, pp.102-103; James Casey, *Constitutional law in Ireland*, London: Sweet & Maxwell, 1987, p.122.

(4) 一般の法律案が国民投票に付される場合もあるが (上院の反対にもかかわらず、下院の議決 (resolution) により両議院で可決されたとみなされた法律案に対する国民投票。憲法第 23 条、第 27 条、第 47 条第 2 節)、本文の記述は憲法改正の際の国民投票に関するものである。

表1 アイルランド憲法の改正案（憲法改正につながらなかったもの（網掛け）を含む。）

回次	国民投票	署名（施行）	主な内容
1	なし	1939. 9. 2	国家緊急権の範囲の拡大
2	なし	1941. 5.30	各種規定の整備
3	1972. 5.10	1972. 6. 8	欧州共同体（EC）への加盟承認
4	1972.12. 7	1973. 1. 5	選挙権年齢の引下げ（21歳→18歳）
5	〃	〃	カトリックの優越条項の削除
6	1979. 7. 5	1979. 8. 3	裁判所以外の機関による養子縁組裁定の有効性の確保
7	〃	〃	上院議員を選挙する高等教育機関の範囲の拡大
8	1983. 9. 7	1983.10. 7	胎児の生命権を定める規定の追加
9	1984. 6.14	1984. 8. 2	下院議員選挙権のアイルランド国民以外への拡大
10	1987. 5.26	1987. 6.22	単一欧州議定書の批准承認
11	1992. 6.18	1992. 7.16	マーストリヒト条約の批准と欧州連合（EU）への加盟承認
12	1992.11.25	否決	自殺の危険がある場合であっても妊娠中絶を認めない規定の追加
13	〃	1992.12.23	妊娠中絶のための外国渡航を認める規定の追加
14	〃	〃	妊娠中絶に関する外国情報の取得・提供を認める規定の追加
15	1995.11.24	1996. 6.17	離婚禁止規定の撤廃
16	1996.11.28	1996.12.12	重大犯罪防止のために被訴追者の保釈を拒否できる規定の追加
17	1997.10.30	1997.11.14	政府の会議における審議の秘密の尊重に関する規定の追加
18	1998. 5.22	1998. 6. 3	アムステルダム条約の批准承認（EU関係）
19	〃	〃	北アイルランド和平合意の承認
20	1999. 6.11	1999. 6.23	地方政府や地方選挙に関する規定の追加
21	2001. 6. 7	2002. 3.27	死刑の廃止
22	議会で廃案	議会で廃案	裁判官の罷免に関する規定の詳細化
23	2001. 6. 7	2002. 3.27	国際刑事裁判所に関するローマ規程の批准承認
24	〃	否決	ニース条約の批准承認（EU関係）
25	2002. 3. 6	否決	胎児の生命の保護を法律（自殺の危険がある場合であっても妊娠中絶を認めない。）に委ねる規定の追加
26	2002.10.19	2002.11. 7	ニース条約の批准承認（EU関係）
27	2004. 6.11	2004. 6.24	アイルランド市民権に関する血統主義の規定の追加
28	2009.10. 2	2009.10.15	リスボン条約の批准承認（EU関係）
29	2011.10.27	2011.11.17	裁判官の報酬を例外的に減額できる規定の追加
30	2012. 5.31	2012. 6.27	経済通貨同盟の安定、調整及びガバナンスに関する条約の批准承認（EU関係）
31	2012.11.10	2015. 4.28	子どもの権利に関する規定の追加
32	2013.10. 4	否決	上院の廃止
33	〃	2013.11. 1	控訴院の設置に関する規定の追加
34	2015. 5.22	2015. 8.29	婚姻は性別に関わらず行うことができるという規定の追加
35	〃	否決	大統領の被選挙権年齢の引下げ（35歳→21歳）
36	2018. 5.25	2018. 9.18	胎児の生命権等を定める規定から妊娠中絶の規制を法律事項とする規定への改正
37	2018.10.26	2018.11.27	神を冒瀆する事項の公表・発言を犯罪とする規定の削除

（注1）回次は、“〇th Amendment of the Constitution Bill”のように改正案の題名の一部となっている。可決・承認されていない改正案の回次は、それより後の回次の改正案が可決・承認されない限り、後続の別の改正案に用いられることがある。このため、憲法改正につながらなかった改正案は上表に記載したもの（網掛け）以外にも存在する。上表には、第34次改正案までは、下記出典の“Amending Acts”に挙げられているものを記載した。その後は、議会を通過して国民投票に付されたものを記載した。

（注2）第1次・第2次改正案による憲法改正は、憲法制定時の経過規定（第51条第1節）により、国民投票を経ずに行われた。

（注3）第33次改正案による憲法改正は、一部の規定は別日施行。

（出典）“Amending Acts,” *Constitution of Ireland*, Dublin: Stationery Office, 2015, pp.iv-xv. Irish Statute Book Website <<http://www.irishstatutebook.ie/pdf/en.cons.pdf>>; “Archive.” Referendum Returning Officer（国民投票管理官）Website <<https://www.referendum.ie/archive/>>; “Bills & Acts.” Houses of the Oireachtas（アイルランド議会）Website <<https://www.oireachtas.ie/en/bills/>>等を基に筆者作成。

2 国民投票の手續

国民投票はおおむね次のような手續で行われている⁽⁵⁾。

住宅・計画・地方政府担当大臣の命令により投票日が指定される(1994年国民投票法(Referendum Act, 1994 (No.12 of 1994)) 第10条第1項)。投票日は当該命令の日から30日以後90日以内でなければならない(同条第2項)。投票日は下院議員の総選挙の日と同じでもよい(同法第11条)。

同大臣は、国民投票の実施全般を担当する国民投票管理官(referendum returning officer)を任命する(同法第14条)。国民投票は基本的に下院議員選挙の選挙区ごとに管理され(同法第18条)、下院議員選挙の選挙管理官が国民投票の地方投票管理官(local returning officer)となる(同法第15条第1項)。地方投票管理官は各選挙区において国民投票の実施と集計を担う(同条第3項)。

投票用紙は案件の下に「賛成」と「反対」の欄が印刷され、投票人は賛否の欄のいずれかにX印(チェック)を付けるようになっている(同法第24条、同法附則第2。図1参照)。

図1 憲法改正国民投票の投票用紙

あなたは、下記の法律案にある憲法改正の提案に賛成しますか。	
(法律案)	
1つの四角のみに記入してください。	
あなたが賛成するなら、 この四角にXを記入してください。	<input type="checkbox"/> 賛成
あなたが賛成しないなら、 この四角にXを記入してください。	<input type="checkbox"/> 反対

(注) 太字は原文では全て大文字。原文はゲール語と英語を併記。

(出典) *Irish Current Law Statutes Annotated*, Dublin: Round Hall Sweet & Maxwell, 1996, p.12-50.

投票のうち公印を欠くもの、X印その他の投票先を示す印がないもの、賛否いずれかを示すように書かれていないもの、賛否両方を示すように書かれているもの、投票者を特定できる記載があるものは無効票となる(公印の有無を除き、判断は地方投票管理官が行う。同法第34条)。

地方投票管理官は国民投票管理官に結果を報告する(同法第37条)。国民投票管理官は、結果に対する異議申立てがなければ、あるいは全ての異議申立てが無効と判断されれば、結果が確定することを申し添えて、結果を官報に公示する(同法第40条第2項)。異議申立ては結果の公示から7日以内に高等法院⁽⁶⁾に対して行うことができる(同法第42条)。結果の確定後、国民投票管理官は大統領と首相に結果を送付する(同法第40条第4項)。

3 国民投票委員会

国民投票に当たっては、国民投票委員会(Referendum Commission)を置くことができるとされ

(5) Department of Housing, Planning and Local Government, *Referendum Results: 1937-2018*, 2018, pp.9-12, 15. Referendum Returning Officer Website <<https://www.referendum.ie/wp-content/uploads/2018/03/Referendum-Results-1937-2018.pdf>> 等参照。

(6) 高等法院は、法律問題・事実問題、民事・刑事を問わず全ての事項に関する裁判権を持つ第一審裁判所であり(憲法第34条第3節第1項)、巡回裁判所等の上訴審としても機能する。Laura Cahillane and Seán Ó Conaill, *Constitutional law in Ireland*, Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International B.V., 2017, pp.62-63.

ており（1998年国民投票法（Referendum Act, 1998 (No.1 of 1998)）第2条第1項）、実際には国民投票が行われるごとに国民投票委員会が設置されている⁽⁷⁾。国民投票委員会は委員長（最高裁判所の判事経験者など）と4人の委員（原則として、会計検査院長官、オンブズマン⁽⁸⁾、両議院の事務総長）で構成され（同条第4～6項）、改正案（憲法改正法案）が下院に提出された日以後に設置される（同条第2項）。

国民投票委員会は国民投票の内容を説明し、国民意識を高め、投票を促進することを主たる任務とし、具体的には、内容の一般的な説明等を含む資料を準備し、テレビ、ラジオ、電子メディアを含め、最もよく投票権者の注意を引くと考えられる方法によって資料を公表・配布し、また可能な限り、用いる方法が視覚・聴覚障害者に配慮したものとなるようにする（同法第3条第1項）。

国民投票委員会の設置には、1995年のマッケンナ対首相事件判決が重要な役割を果たした。この最高裁判所判決は、政府が公費で一方の側の国民投票運動を行うことは認められないとするものであった⁽⁹⁾。このため、1998年国民投票法により独立機関である国民投票委員会が設置され、改正案に対する賛否両論を提示した資料を準備すること、公平な方法で議論を促進することが同委員会の任務の1つとされた（制定当初の同法第3条第1項）。しかし、2001年に議会の全党派憲法委員会は、これらを国民投票委員会の任務から除くことを提言した。全党派憲法委員会はその理由として、文脈から切り離された賛否両論の提示では議論の背景が分からず、必ずしも議論を深めるものとならないこと、国民投票運動における議論の主な担い手は政党や関係団体であるべきことなどを挙げた⁽¹⁰⁾。提言を受けて2001年に、1998年国民投票法を改正する法律案が提出された。

法律案の審議の際には、賛否両論の提示等を国民投票委員会の任務から除くことに反対する意見もあった。その理由として、国民への情報提供が減少し民主主義が後退すること、政府は全党派憲法委員会が同時に提言した賛否両派への均等な公費助成については法律案に盛り込まず、提言をつまみ食いしていること、国民投票委員会が公費で少数派の（幅広い共感を呼ぶとは言い難い）反対論を紹介したとしても、それ自体は否定されるべきでないことなどが挙げられたが⁽¹¹⁾、法律案は可決されて2001年国民投票法（Referendum Act, 2001 (No.53 of 2001)）が成立し、賛否両論の提示等を含まない現在のよう規定となった。

この経緯については、議論を賛成と反対に二分して提示することは難しい場合もあり、時と

(7) Department of Housing, Planning and Local Government, *op.cit.*(5), pp.12-14. なお、1998年国民投票法は前述の1994年国民投票法を一部改正する規定を含むが、基本的には1994年法を改正する形式をとらずに、国民投票委員会について定めている。これに対し、後述する2001年国民投票法は、1998年法を一部改正する規定から成る法律である。1994年法、1998年法、2001年法はいずれも国民投票の根拠法とされている。*idem*, p.15.

(8) 両議院の指名により大統領が任命する独立機関で、行政活動が適切な権限に基づいて行われているか等を調査する（1980年オンブズマン法（Ombudsman Act, 1980 (No.26 of 1980)）第2条、第4条）。

(9) *Mckenna v. An Taoiseach* (No.2) [1995] 2 IR 10. 離婚禁止規定の撤廃に関する第15次改正案の国民投票（1995年実施）の際に政府が行ったキャンペーンについて、最高裁判所は、政府が一方の側（賛成側）にのみ公費を支出することは法の前の平等（憲法第40条第1節）に反するとした。なお、ハナフィン対環境大臣事件（*Hanafin v. Minister for the Environment* [1996] 2 IR 321）では、憲法に反する公費支出が行われた当該国民投票の結果の有効性が争われたが、最高裁判所は、公費支出が国民投票に与えた影響を申立人が立証できない以上、投票結果を覆すことはできないとした。*Cahillane and Ó Conaill, op.cit.*(6), p.25.

(10) All-Party Oireachtas Committee on the Constitution, *Sixth Progress Report: The Referendum*, 2001, pp.25-26. <<http://archive.constitution.ie/reports/6th-Report-Referendum.pdf>>

(11) “Dáil Éireann debate - Friday, 14 Dec 2001: Referendum Bill, 2001: Committee and Remaining Stages.” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/dail/2001-12-14/8/>> Olivia Mitchell 議員及び Trevor Sargent 議員の発言。*ibid.*, p.31.

して混乱を招いたため、端的に国民投票とその案件についての意識啓発が行われるようになったとも指摘されている⁽¹²⁾。

4 資金規制

国民投票運動に公費助成はない⁽¹³⁾。なお、政府が公費で一方の側の国民投票運動を行うことは認められないとする前述のマッケンナ対首相事件判決の下でも、両方の側への均等な公費助成は可能である。しかし、前述したように、2001年に議会の全党派憲法委員会がそのことを提言したが、2001年国民投票法には盛り込まれなかった。これまで均等な公費助成も行われてこなかった理由としては、そうした政治文化がなかったこと、極端で非民主的な勢力への公費助成の可能性があったことが挙げられている⁽¹⁴⁾。公費支出への視線は厳しく、2012年のマクリスタル対子ども・若者問題担当大臣等事件判決⁽¹⁵⁾では、政府が国民投票委員会とは別に独自に刊行した小冊子が賛成寄りであるとして提訴され、最高裁判所は当該刊行を不公平で非中立的な公費支出であるとした⁽¹⁶⁾。

政党、関係団体等の資金については、1997年選挙法 (Electoral Act, 1997 (No.25 of 1997)) が政党、第三者 (third party) 等への寄附を規制している (同法第22~26条)⁽¹⁷⁾。第三者とは政党と選挙候補者以外の者であって、年に100ユーロ (相当。value of) を超える寄附を受けているものをいい (同法第22条第2項)、国民投票運動を行う団体等もこれに該当する。政党、第三者等への寄附には限度額がある (同法第23A条)⁽¹⁸⁾。また、政治目的の支出を行う第三者は、公職基準委員会 (Standards in Public Office Commission)⁽¹⁹⁾に必要事項 (①名称、住所、責任者等、②寄附の性質・目的・推定額、提案されている支出内容、③政党、選挙候補者、国民投票等との関係) を登録しなければならない (同法第23C条)。違反には罰則がある (同法第25条)。

選挙法は政党、第三者等による国民投票運動への支出については、限度額も開示も規定していない⁽²⁰⁾。公職基準委員会の2017年の年次報告書 (2018年刊行) はこの点を問題視し、選挙法

(12) Karin Gilland Lutz, "Referendums and Spending in Ireland," Karin Gilland Lutz and Simon Hug, eds., *Financing Referendum Campaigns*, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2010, pp.123-124.

(13) Marijn van Klingeren et al., *Party financing and referendum campaigns in EU Member States*, 2015, p.61. European Parliament Website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2015/519217/IPOL_STU\(2015\)519217_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2015/519217/IPOL_STU(2015)519217_EN.pdf)>

(14) Lutz, *op.cit.*(12), pp.124-125. 北アイルランド和平合意の承認に関する第19次改正案の国民投票 (1998年実施) の際に、反対派として武力闘争を求める勢力がいたため、その記憶が均等な公費助成に否定的に作用したとされている。

(15) *McCrystal v. Minister for Children and Youth Affairs & ors* [2012] IESC 53.

(16) Cahillane and Ó Conaill, *op.cit.*(6), pp.25-26. 国民投票委員会には当該国民投票の関係省庁から公費が支出されている。"Frequently Asked Questions." Referendum Commission Website <<https://www.refcom.ie/the-commission/faq/>>

(17) 2001年選挙(改正)法 (Electoral (Amendment) Act, 2001 (No.38 of 2001))、2012年選挙(改正) (政治資金)法 (Electoral (Amendment) (Political Funding) Act 2012 (No.36 of 2012)) 等による改正を経ている。

(18) 政党や第三者への寄附の上限は年に2,500ユーロで、外国からの寄附や100ユーロを超える匿名の寄附は禁止されている (1997年選挙法第23条、第23A条第1項及び第2項)。Standards in Public Office Commission, *Summary of the Main Provisions of the Guidelines for the Dáil General Election 2016*. <<https://www.sipo.ie/en/Guidelines/Election-Guidelines/Video-Presentation-and-Summary-of-The-General-Election-Guidelines-2016/Summary-of-The-General-Election-Guidelines-Candidates-Election-Agents-.pdf>>

(19) 委員長 (最高裁判所判事など) と5人の委員 (会計検査院長官、オンブズマン、両議院の事務総長、いずれかの議院の議員経験者) で構成され (2001年公職基準法 (Standards in Public Office Act, 2001 (No.31 of 2001)) 第2条第2項)、その職務の1つとして1997年選挙法に規定される役割を担う (2001年公職基準法第3条)。

(20) Standards in Public Office Commission, *Annual Report 2017*, 2018, pp.6, 18. <<http://www.sipo.ie/en/Reports/Annual-Reports/2017-Annual-Report/Standards-in-Public-Office-Commission-Annual-Report-2017.pdf>>

の見直しにより、選挙と同様に⁽²¹⁾国民投票運動にも支出の限度額を設けることを提言している。また、この報告書は、選挙法においてデジタル媒体による選挙・国民投票運動の規制を行うべきであるとしている⁽²²⁾。

5 放送規制

前述のマッケンナ対首相事件判決のほか、国民投票制度の形成に重要な役割を果たしたのがコ克蘭対放送苦情委員会・アイルランド放送協会事件判決である⁽²³⁾。この最高裁判所判決は国民投票に関する賛否の意見について、公共放送⁽²⁴⁾が放送時間を一方の側により多く配分することは認められないとするものであった⁽²⁵⁾。この判決を受けて、一般に（テレビ・ラジオの）放送局はそれぞれの側に対し50%ずつの時間を割り当てる傾向があるが、厳密な時間配分が「ストップウォッチ・ルール」と揶揄されるなど、硬直的な運用には批判もあった⁽²⁶⁾。

監督機関であるアイルランド放送庁が2018年に策定した「国民投票の放送に関するガイドライン」は、放送の公平性・客観性・中立性を確保する上で、それぞれの側に対し絶対的に平等な放送時間を割り当てる必要はないとし、憲法改正に関する考え方を並べて提示することは重要であるが、一般国民が判断しなければならない論点に光を当てるような手法が望ましいとしている⁽²⁷⁾。ただし、政党による意見放送（party political broadcast）については、放送局に放送する義務はないが、放送する場合には、放送局は賛否双方に平等な放送時間を確保しなければならないとしている⁽²⁸⁾。

また、このガイドラインは、2009年放送法（Broadcasting Act 2009 (No.18 of 2009)）第41条第3項が政治目的の広告の放送を禁止していることを受けて、広告が同項に違反するような形で国民投票を取り上げたり、政治目的と見られたりするような内容ではないことを、放送局は確認しなければならないとしている（なお、前述の国民投票委員会による広報は広告に該当しないと、政党による意

(21) 2016年下院議員総選挙での候補者の支出上限は、定数3の選挙区で30,150ユーロ、定数4の選挙区で37,650ユーロ、定数5の選挙区で45,200ユーロであった（1997年選挙法第32条第1項、第3条第1項）。Standards in Public Office Commission, *op.cit.*(18)

(22) Standards in Public Office Commission, *op.cit.*(20), pp.18, 30-31.

(23) Lutz, *op.cit.*(12), pp.122-124.

(24) テレビ（地上波）の全国放送には、アイルランド放送協会（RTÉ）によるRTÉ OneとRTÉ Two（公共放送。英語）のほか、TG4（公共放送。ゲール語）、TV3（唯一の商業放送）がある。RTÉはラジオ放送も行う。放送分野の監督機関は通信・気候行動・環境省とアイルランド放送庁である。（「世界情報通信事情 アイルランド（最終更新：平成27年度）」総務省ウェブサイト <<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/ireland/detail.html>>; “Broadcasting & Media.” Department of Communications, Climate Action and Environment Website <<https://www.dccae.gov.ie/en-ie/communications/topics/broadcasting-media/Pages/default.aspx>>）

(25) Coughlan v. Broadcasting Complaints Commission and RTÉ [2000] 3 IR 1. 離婚禁止規定の撤廃に関する第15次改正案には全ての主要政党が賛成していた。公共放送が賛成側に反対側の4倍以上の放送時間を割り当てたことについて、高等法院はマッケンナ対首相事件判決に従って両方の側への平等な時間配分を求め、最高裁判所もこれを支持した。Cahillane and Ó Conaill, *op.cit.*(6), p.25.

(26) “Call for end of 'stopwatch' rule in ballot broadcasts,” *Irish Times*, 2009.4.3. <<https://www.irishtimes.com/news/call-for-end-of-stopwatch-rule-in-ballot-broadcasts-1.736487>>; “TV and radio stations warned using stopwatch can 'straitjacket' referendum debates,” 2018.3.14. Journal.ie Website <<http://www.thejournal.ie/broadcast-the-eighth-amendment-referendum-3901174-Mar2018/>>

(27) Broadcasting Authority of Ireland, *Guidelines in Respect of Coverage of Referenda*, 2018, p.7. <<http://www.bai.ie/en/download/132680/>> このガイドラインは、2009年放送法第42条を受けてアイルランド放送庁が定めた「ニュース・時事問題における公平性・客観性・中立性に関する規約」第27項に基づくものである。

(28) *ibid.*, p.10. 2009年放送法第39条第2項参照。

見放送については、これが広告に該当しないことを確実にするため、無償とすべきとしている)⁽²⁹⁾。

II 憲法改正の事例—妊娠中絶をめぐる—

1 妊娠中絶に関する憲法改正

アイルランドでは妊娠中絶に関する事項が憲法問題となり、30年以上にわたって議論が行われてきた。これまでに6件の改正案が国民投票に付され、うち4件は賛成が多数を占めて憲法が改正されている。

妊娠中絶に関する改正案は、第8次改正案(1983年)、第12～14次改正案(1992年)、第25次改正案(2002年)、第36次改正案(2018年)である(年は国民投票の年。以下同じ)。

このうち、国民投票で賛成が多数を占めて憲法が改正されたのは、第8次改正(胎児の生命権を定める規定の追加)、第13次改正(妊娠中絶のための外国渡航を認める規定の追加)、第14次改正(妊娠中絶に関する外国情報の取得・提供を認める規定の追加)、第36次改正(胎児の生命権等を定める規定から妊娠中絶の規制を法律事項とする規定への改正)である。

2 第8次改正(1983年)

妊娠中絶は1861年対人犯罪法(Offences Against the Person Act, 1861. 英国統治下で制定。)第58条及び第59条で犯罪とされていた。しかし、1967年に英国では妊娠中絶法(Abortion Act 1967(c.87))が成立し、一定の条件下で妊娠中絶が合法化された。1973年に米国ではロー対ウエイド事件判決⁽³⁰⁾があり、妊娠中絶を行うかどうかを決定する女性の権利が憲法上の権利として認められた。アイルランドの裁判所が同判決の考え方を採用するのを防ぐため、憲法に妊娠中絶の禁止を明記するよう主張する勢力の聲が高まり、国民投票が行われることになった⁽³¹⁾。

1983年に国民投票に付された第8次改正案は、妊娠中絶に反対する立場から、憲法に胎児の生命権を規定しようとするものであった。国民投票の投票率は53.67%、賛成66.45%、反対32.87%で改正案は承認された⁽³²⁾。

第8次改正後の憲法(下線が追加部分)

基本権
個人の権利

⁽²⁹⁾ *ibid.*, pp.9-10, 12. 三輪和宏「諸外国のレファレンダムにおける放送を通じた投票運動—スポット・コマーシャルと無償広告放送枠の付与を中心に—(資料)」『レファレンス』714号, 2010.7, p.54. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050281_po_071403.pdf?contentNo=1> によれば、アイルランドの国民投票運動においては、運動者による有料広告の放送は禁止されている。また、放送局が政党に対し無償で放送枠を付与することは可能であるが、実際には、発議された国民投票に関して必ずしも政党ごとに一致した意見を持つわけではないので、付与は実施されていない。

⁽³⁰⁾ *Roe v. Wade*, 410 U.S. 113 (1973). 妊娠中絶を著しく制限するテキサス州法は、妊娠を継続するか否かを決定する女性のプライバシー権(アメリカ合衆国憲法第14修正第1節)を侵害しており、違憲であるとされた。

⁽³¹⁾ Houses of the Oireachtas, “Historical Timeline of the Law Relating to Abortion in Ireland,” *Report of the Joint Committee on the Eighth Amendment of the Constitution*, 2017, p.31. <<http://www.oireachtas.ie/parliament/media/committees/eighthamendmentoftheconstitution/Report-of-the-Joint-Committee-on-the-Eighth-Amendment-web-version.pdf>>; Cahillane and Ó Conaill, *op.cit.*(6), p.98.

⁽³²⁾ “Archive.” Referendum Returning Officer Website <<https://www.referendum.ie/archive/>> 以下、投票率と賛成・反対の割合について同じ。

第 40 条

1・2 (略)

3 1° 国は、市民の個人の権利を法律において尊重し、かつ、法律によって可能な限り保護し (defend)、及び擁護する (vindicate) ことを保障する。

2° (略)

3° 国は、胎児の生命権を承認し、その母の生命権を等しく適正に考慮しつつ、胎児の生命権を法律において尊重し、かつ、法律によって可能な限り保護し、及び擁護することを保障する。

4~6 (略)

投票率は高くはないとはいえ、賛成が大多数を占めたこの結果の背景には、国の文化としてのカトリックの伝統⁽³³⁾があったとされ、また、優生学的な医療行為への反感があったこと、国民投票の過程で、民主主義という言葉が少数意見を排除する文脈で用いられたことが指摘されている⁽³⁴⁾。この改正により妊娠中絶の問題は解決したというのが当初の反応であったが、その後の現実には、この改正が反復的で継続的な憲法論議の原因になったことを示している⁽³⁵⁾。

3 第 12 次改正案と第 13 次・第 14 次改正 (1992 年)

数年後、この改正は具体的な事件において真価を問われることになった。強制性交の被害者である X (14 歳) が妊娠中絶のために英国に渡航することについて、高等法院は憲法に規定された胎児の生命権を保護するため、出国を禁止する命令を下した。高等法院の判断は国内外で大きな議論を呼び、他ならぬ政府が X 側に最高裁判所への上訴を勧める事態になった⁽³⁶⁾。最高裁判所は、母の生命に対する現実的かつ実質的な危険がある場合には、憲法は妊娠中絶を認めているとした上で、その危険には自殺の危険が含まれるとして、高等法院の命令を取り消した (法務長官対 X 事件判決⁽³⁷⁾。以下「X 判決」という。)⁽³⁸⁾。

第 8 次改正の条文は胎児の生命権と母の生命権を等しく認めていたが、かねてからこれらが両立できない場合もあることが指摘されていた。X 判決はこの条文の帰結として、妊娠中絶が憲法上認められる場合があり得るとしたのである。したがって、この場合において妊娠中絶のための外国渡航は許容されるが、国内での妊娠中絶については、これを犯罪とする 1861 年対人犯罪法など⁽³⁹⁾があるのみで法整備が行われていないため、実施できないというのが当時の状況であった (次頁の図 2 中「X 判決」参照)⁽⁴⁰⁾。

⁽³³⁾ カトリック教会が妊娠中絶を絶対的に禁止するようになったのは近代以降とされる。かつては人間の魂が宿る前後で区別して妊娠初期の中絶を認める見解もあったが、19 世紀にこうした区別は放棄され、妊婦の生命を救うためという理由でも、胎児を直接殺害する手術は禁止された。“Early church permitted abortion in some cases,” *Sunday Business Post*, 2001.10.6. 旧宗主国である英国との関係で、カトリックはアイルランドの国民意識の形成に主要な役割を果たした (テレンス・ブラウン (大島豊訳) 『アイルランド—社会と文化 1922~1985 年—』国文社, 2000, pp.31-32. (原書名: Terence Brown, *IRELAND: A Social and Cultural History 1922-1985*. London: Fontana, 1985)).

⁽³⁴⁾ Lisa Smyth, *Abortion and nation: the politics of reproduction in contemporary Ireland*, Aldershot: Ashgate, 2005, p.57.

⁽³⁵⁾ Cahillane and Ó Conaill, *op.cit.*(6), p.99.

⁽³⁶⁾ Smyth, *op.cit.*(34), p.5. 政府は訴訟費用の負担も申し出た。

⁽³⁷⁾ Attorney General v. X [1992] 1 IR 1.

⁽³⁸⁾ Houses of the Oireachtas, *op.cit.*(31), p.32; 小野新「アイルランド共和国における中絶と法」『専修大学法学研究所所報』31号, 2005.12, pp.7-17.

⁽³⁹⁾ 関係する法律としては、妊娠中絶などを主張する出版物の販売流通を禁止する 1946 年出版物検閲法 (Censorship of Publications Act, 1946 (No.1 of 1946)) 第 7 条及び第 9 条、家族計画に関する規定は妊娠中絶などを認めるものと解釈されてはならないとする 1979 年保健 (家族計画) 法 (Health (Family Planning) Act, 1979 (No.20 of 1979)) 第 10 条などがあり、これらは後述する第 36 次改正の関連法で廃止対象となっている。

⁽⁴⁰⁾ Cahillane and Ó Conaill, *op.cit.*(6), pp.99-100; 小野 前掲注⁽³⁸⁾, pp.12, 20.

図2 妊娠中絶が認められる範囲（網掛け）

X判決 (1992年3月)			第12次改正案 (1992年11月)			第25次改正案 (2002年)			X判決+2013年法 (2013年)			第36次改正 (2018年)		
生命	自殺	その他	生命	自殺	その他	生命	自殺	その他	生命	自殺	その他	生命	自殺	その他
憲法	■	■	憲法	■	■	憲法	■	■	憲法	■	■	憲法	■	■
法律	■	■	法律	■	■	法律	■	■	法律	■	■	法律	■	■

(注)「憲法」は憲法上認められるかどうか、「法律」は法律などが整備され実際に認められる（行うことができる）かどうか。「生命」は母の生命に対する現実的かつ実質的な危険（自殺の危険を除く。）がある場合、「自殺」は母の生命に対する現実的かつ実質的な危険のうち自殺の危険がある場合、「その他」はこれら以外の一定の場合。「第36次改正」は関連法を含む。

(出典) Laura Cahillane and Seán Ó Conaill, *Constitutional law in Ireland*, Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International B.V., 2017, pp.99-100; 小野新「アイルランド共和国における中絶と法」『専修大学法学研究所報』31号, 2005.12, pp.12, 20の記述等を参考にして筆者作成。

X判決の反響は大きく、これを覆し、あるいは法制化しようとする動きが相次ぎ、1992年に3つの改正案（第12～14次改正案）が同時に国民投票に付されることになった。

第12次改正案は、自殺の危険を妊娠中絶の理由から除外してX判決の一部を覆そうとするもので（前述図2中「第12次改正案」参照）、国民投票で否決された。投票率は68.16%、賛成33.01%、反対62.27%であった。

第12次改正案の内容（下線が追加部分。国民投票で否決）

基本権

個人の権利

第40条

1・2（略）

3 1° 国は、市民の個人の権利を法律において尊重し、かつ、法律によって可能な限り保護し、及び擁護することを保障する。

2°（略）

3° 国は、胎児の生命権を承認し、その母の生命権を等しく適正に考慮しつつ、胎児の生命権を法律において尊重し、かつ、法律によって可能な限り保護し、及び擁護することを保障する。
胎児の生命を中絶することは、その母の健康ではなく生命を守るために必要である場合であって、自殺の危険ではなく生命に対する現実的かつ実質的な危険をもたらす疾病又は不調が母にあるときを除き、違法であるものとする。

4～6（略）

第13次改正案は、X判決が認めた妊娠中絶のための外国渡航の自由を憲法に明記するもの、第14次改正案は、その前提としての情報入手の自由を明記するもので⁽⁴¹⁾、ともに国民投票で承認された。前者は投票率68.18%、賛成59.71%、反対35.99%、後者は投票率68.13%、賛成57.31%、反対38.39%であった。

(41) 第14次改正は従来の判決を覆すものであった。例えば、法務長官対オープンドア・カウンセリング／ダブリン・ウェルウーマンセンター事件判決（Attorney General (Society for the Protection of Unborn Children Ltd.) v. Open Door Counselling Ltd. and Dublin Well Woman Centre Ltd. [1988] IR 593）では、これらのカウンセリング機関が英国の妊娠中絶クリニックの窓口を女性に教え、妊娠中絶のための外国渡航を支援していることについて、高等法院が当該活動の差止めを認め、最高裁判所もその判断を支持した。この事件は欧州人権裁判所（後述注⁽⁴⁷⁾参照）に提訴され、欧州人権条約違反とされた（Open Door and Dublin Well Woman v. Ireland, No. 14234/88; 14235/88 Eur. Ct. H.R. (1992)）。第14次改正後、情報提供を行うことができる条件等を定める1995年情報規制（国外妊娠中絶）法（Regulation of Information (Services Outside the State for Termination of Pregnancies) Act, 1995 (No.5 of 1995)）が制定された。Houses of the Oireachtas, *op.cit.*(31)

第 13 次・第 14 次改正後の憲法（下線が追加部分）

基本権

個人の権利

第 40 条

1・2（略）

3 1° 国は、市民の個人の権利を法律において尊重し、かつ、法律によって可能な限り保護し、及び擁護することを保障する。

2°（略）

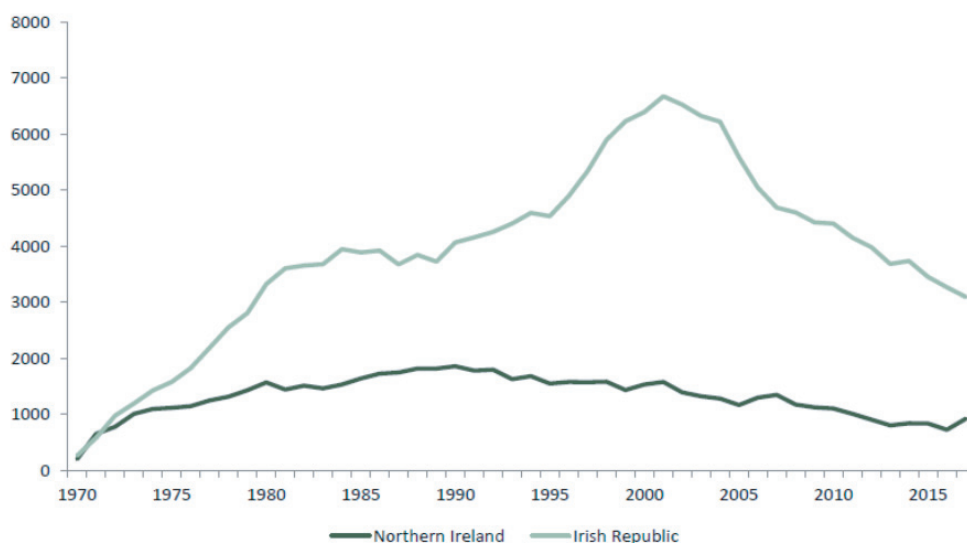
3° 国は、胎児の生命権を承認し、その母の生命権を等しく適正に考慮しつつ、胎児の生命権を法律において尊重し、かつ、法律によって可能な限り保護し、及び擁護することを保障する。
この項の規定は、アイルランドと外国との間を往来する (travel) 自由を妨げるものではない。
この項の規定は、外国で合法的に利用できるサービスに関する情報を、法律の定めるところにより国内で取得し、又は提供する自由を妨げるものではない。

4～6（略）

4 第 25 次改正案（2002 年）

X 判決は妊娠中絶が憲法上認められる場合があり得るとしたが、妊娠中絶についての法整備は進まず、国内では妊娠中絶を行うことができない状況が続いた。妊娠中絶のために英国に渡航する女性の数は年間数千人に達していた（図 3）⁽⁴²⁾。

図 3 アイルランド居住者の英国（イングランド・ウェールズ）での妊娠中絶数



(注) グラフ中「Irish Republic」（アイルランド共和国）の数値を参照。横軸は年、縦軸は人。

(出典) Department of Health and Social Care（英国保健・社会的ケア省）, “Figure 9a: Number of abortions for residents of Northern Ireland and the Irish Republic: 1970–2017,” *Abortion Statistics, England and Wales: 2017*, 2018, p.20. GOV.UK Website <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/714183/2017_Abortion_Statistics_Commentary.pdf>

(42) 図 3 のとおり 2001 年まで増加し、その後は減少に転じた。2001 年からの減少の理由については、妊娠中絶反対派と容認派で見解が異なる。反対派は、厳格な規制の結果として国民が次第に妊娠中絶から目を背けるようになったためにこの傾向が生じたと主張している。これに対し容認派は、減少の理由は女性が妊娠中絶を行う際に、アイルランドではなく英国の住所を記載するようになった（アイルランド居住者と認識されなくなった）ためであり、また、インターネットで（国内では違法な）妊娠中絶薬を入手することが容易になったためであると主張している。“The Stats behind Irish abortions in the UK,” 2018.4.10. UCD（ユニバーシティ・カレッジ・ダブリン）Data Journalism Studio Website <<http://newslab.ie/ddjucc/the-stats-behind-irish-abortions-in-the-uk/>>

こうした状況に対応すべく、1999年に首相府の報告書は、今後のとり得る選択肢として次の7つを示した⁽⁴³⁾。

- ①憲法を改正し、妊娠中絶を絶対的に禁止する。
- ②憲法を改正し、X判決の適用を制限して母の生命の危険に自殺の危険が含まれないようにする（上記第12次改正案と同内容）。
- ③現状を維持する。
- ④憲法は現行規定を維持し、法律で妊娠中絶の禁止を再規定する（1861年対人犯罪法に代わる新法などを制定する。）。
- ⑤憲法は現行規定を維持し、法律でX判決の内容を規定する。
- ⑥憲法を改正し、第8次改正（1983年）前の状態に戻す（X判決で解釈された憲法第40条第3節第3項を削除する。妊娠中絶は1861年対人犯罪法と第8次改正前の憲法解釈により禁止されることになる。）。
- ⑦憲法を改正し、X判決の許容する範囲を超えて妊娠中絶を認める。

この7つの選択肢は議会の全党派憲法委員会でいずれも合意が得られなかった⁽⁴⁴⁾。結果的に政府が選択したのは①～⑦のいずれとも異なり、自殺の危険を除外する（②）とともに国内での妊娠中絶について法整備を行う憲法改正であった。2002年に国民投票に付された第25次改正案は次のとおりであった。

第25次改正案の内容（下線が追加部分。国民投票で否決）

基本権

個人の権利

第40条

1・2（略）

3 1° 国は、市民の個人の権利を法律において尊重し、かつ、法律によって可能な限り保護し、及び擁護することを保障する。

2°（略）

3° 国は、胎児の生命権を承認し、その母の生命権を等しく適正に考慮しつつ、胎児の生命権を法律において尊重し、かつ、法律によって可能な限り保護し、及び擁護することを保障する。この項の規定は、アイルランドと外国との間を往来する自由を妨げるものではない。この項の規定は、外国で合法的に利用できるサービスに関する情報を、法律の定めるところにより国内で取得し、又は提供する自由を妨げるものではない。

4° 特に、子宮内の胎児の生命は、2002年妊娠期人命保護法（Protection of Human Life in Pregnancy Act, 2002）の規定により保護されるものとする。

5°（略。2002年妊娠期人命保護法の改正には憲法改正と同様の手續を要する旨を規定）⁽⁴⁵⁾

4～6（略）

上記第40条第3節第4項で言及されている「2002年妊娠期人命保護法」案は、第25次改正案の附則2（Second Schedule）として提示され、次のように規定していた。治療中に又は結果的

(43) Department of the Taoiseach, *Green Paper on Abortion*, 1999, pp.63-75. Department of Health Website <http://www.taoiseach.ie/attached_files/Pdf%20files/GreenPaperOnAbortion.pdf>

(44) Houses of the Oireachtas, *op.cit.*(31), p.33.

(45) ここには第25次改正案の主な内容を記した。第25次改正案は第40条第3節の改正を直接行うのではなく、憲法改正手續を定める第46条に規定を追加して、その追加部分で第40条第3節の改正を行い、憲法改正から180日以内に2002年妊娠期人命保護法が成立しなければその追加部分は削除され、同法が成立してもその追加部分は削除される（ただし、第40条第3節は改正される。）とするなど、複雑なものであった。

に胎児の生命が失われる医療行為を実施することは、自殺以外で妊婦の生命が失われる現実的かつ実質的な危険を避けるために必要である場合には、妊娠中絶に該当しない（第1条第2項）。同法案はこのほか、妊娠中絶の罪やその法定刑（第2条）、妊娠中絶のための外国渡航と情報入手の自由（第4条。国内で犯罪となる場合でも外国渡航は認められると規定）、1861年対人犯罪法第58条及び第59条の廃止（第6条）などについて一括して定めようとした。

第25次改正案は妊婦の生命の危険から自殺の危険を除外し、妊娠中絶を犯罪とする一方で、妊婦の生命の危険がある場合には、胎児の生命が失われる医療行為を国内で実施できるようにするものであった（前述図2中「第25次改正案」参照）。国民投票の投票率は42.89%と低く、賛成49.31%、反対50.16%で、改正案は僅差で否決された。投票率の高い選挙区や都市部で反対が多く、X判決を覆すことに反発が強かったと指摘されている⁽⁴⁶⁾。否決の結果、X判決により憲法上は妊娠中絶が認められる場合があり得るとされながら、妊娠中絶についての法整備が進まず、国内では妊娠中絶を行うことができない状況が続くことになった。

5 2013年妊娠期生命保護法

妊娠中絶のために英国渡航を余儀なくされた3人の女性（A、B、C）が国による人権侵害を欧州人権裁判所に申し立てた事件で、2010年に同裁判所は、憲法上認められている妊娠中絶についての法整備を国が怠ったとして、Cの訴えを認めた（Cは妊娠により癌が再発する可能性があった。A・B・C対アイルランド事件判決⁽⁴⁷⁾）。政府は医師や法律家などから成る専門家グループを設置し、同判決への対応を検討させた。折しもその検討途中の2012年10月に、流産が避けられない状況でも妊娠中絶が行われず、敗血症により妊婦が死亡する事件が起こった（サヴィータ・ハラパナヴァールの死亡事件）。事件への抗議の広がり、同年11月に提出された専門家グループの報告書⁽⁴⁸⁾を受けて、政府は同判決に対応するためにX判決の内容を法律化することを決め、2013年7月に妊娠期生命保護法（Protection of Life During Pregnancy Act 2013 (No.35 of 2013)）が成立し、翌年1月に施行された⁽⁴⁹⁾。

同法は、①身体的疾病により妊婦の生命が失われる現実的かつ実質的な危険がある場合（第7条）、②身体的疾病により妊婦の生命が失われる差し迫った危険がある場合（緊急時。第8条）、あるいは、③自殺により妊婦の生命が失われる現実的かつ実質的な危険がある場合（第9条）には、治療中に又は結果的に胎児の生命が失われる医療行為を実施できるとした。いずれもX判決にいう母の生命の危険がある場合が対象であり、①は2人、②は1人、③は3人の医療従事

⁽⁴⁶⁾ “And Now It Is Time To Legislate,” *Irish Times*, 2002.3.8. <<https://www.irishtimes.com/opinion/and-now-it-is-time-to-legislate-1.1053073>>

⁽⁴⁷⁾ A, B and C v. Ireland, No. 25579/05 Eur. Ct. H.R. (2010). 欧州人権裁判所は、欧州人権条約の締約国により人権を侵害されたと主張する個人、非政府団体等からの申立てを受理できる（同条約第34条）。同条約の締約国は、同裁判所の確定判決に従うことを約束している（同条約第46条第1項）。もっとも、判決が国内的効力や執行力を有するとは限らず、執行は締約国自らが行うものと考えられている（小畑都「ヨーロッパ人権裁判所の組織と手續」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社、2008、p.15）。

⁽⁴⁸⁾ 専門家グループの報告書は、憲法上の権利の具体化が行われていないとするA・B・C対アイルランド事件判決に対応するための選択肢として、法令ではないガイドライン、保健大臣による規則、法律、法律と規則の組合せを挙げ、それらの優劣を検討している。憲法改正は選択肢に挙げていない。Report of the Expert Group on the Judgment in A, B and C v Ireland, 2012, pp.44-52. Department of Health Website <https://health.gov.ie/wp-content/uploads/2014/03/Judgment_ABC.pdf>

⁽⁴⁹⁾ Houses of the Oireachtas, *op.cit.*(31), pp.34-35.

者の認定を要するとされた。

このうち、③の自殺の危険を含めることについてはかなりの議論があった。政府は、この場合も含めた憲法上の権利が X 判決により既に存在すること、自殺の危険を除外する改正案が国民投票で 2 度否決されていること（第 12 次改正案（1992 年）と第 25 次改正案（2002 年））を理由として挙げて、除外を求める声を抑えた⁽⁵⁰⁾。

同法はこのほか、胎児の生命の侵害罪やその法定刑（第 22 条）、妊娠中絶のための外国渡航と情報入手の自由（第 18 条。国内で犯罪となる場合でも外国渡航は認められると規定）、1861 年対人犯罪法第 58 条及び第 59 条の廃止（第 5 条）、国の保健サービス局（Health Service Executive）に対する医学的意見（妊娠中絶の実施判断）の審査申請（第 10 条。妊婦等が医療従事者の判断の審査を申請できる。）などについて一括して定めた。これにより X 判決の内容が法律化され、治療中に又は結果的に胎児の生命が失われる医療行為を国内で実施できるようになった（前述図 2 中「X 判決 + 2013 年法」参照）。

6 第 36 次改正（2018 年）

(1) 市民議会

2016 年と 2017 年に国際連合の自由権規約委員会は、胎児に致命的な異常がある場合に妊娠中絶を認めるよう、アイルランド政府に立法措置を求めた⁽⁵¹⁾。

政府は妊娠中絶をめぐる問題の検討を市民議会（Citizens' Assembly）に委ねた。市民議会は 2016 年に両議院の議決（resolution）により設置された機関で、性別、年齢、地域等の観点から有権者を代表するように無作為に選ばれた 99 人の国民と議長 1 人（最高裁判所判事）から成り、限られた数の重要問題を検討して議会に報告書を提出する⁽⁵²⁾。このような無作為抽出により作り出される討議の枠組みを、社会を縮図化したものという意味でミニ・パブリックスという。こうした手法による市民討議は議会政治（代表民主制）を補完し、あるいは実質的に機能させるものとして世界的に注目されている⁽⁵³⁾。市民議会は 2016 年 11 月から 2017 年 4 月にかけて妊娠中絶の問題を検討し、同年 6 月に議会に報告書を提出した⁽⁵⁴⁾。

市民議会の報告書によれば、次のような意見が多数を占めた⁽⁵⁵⁾。

- ・胎児の生命権等を定める憲法第 40 条第 3 節第 3 項は、そのまま維持されるべきではない（87%（市民議会での賛同者の割合。以下同じ。）。）
- ・憲法上の疑義をなくすため、同項は、議会が妊娠中絶や胎児・妊婦の権利について法制化

⁽⁵⁰⁾ “Dáil Éireann debate - Monday, 1 Jul 2013: Protection of Life During Pregnancy Bill 2013: Second Stage (Resumed).” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/dail/2013-07-01/2/>> Enda Kenny 首相の発言。

⁽⁵¹⁾ Amanda Mellet v. Ireland, 2016.6.9, *UN Doc.*, CCPR/C/116/D/2324/2013; Siobhán Whelan v. Ireland, 2017.6.12, *UN Doc.*, CCPR/C/119/D/2425/2014. これらは自由権規約第 1 選択議定書の個人通報制度による自由権規約委員会の見解の送付である（同議定書第 5 条第 4 項）。同規約に包含される人権の侵害について、国際連合に対する個人通報が可能となっている（「人権侵害に関する不服申立手続」国際連合広報センターウェブサイト <http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/complaint_procedure/>）。

⁽⁵²⁾ “Government appoints Chairperson to Citizens' Assembly,” 2016.7.27. Merrion Street (Irish Government News Service) Website <https://merrionstreet.ie/en/News-Room/Releases/Government_appoints_Chairperson_to_Citizens_Assembly.html>; Citizens' Assembly, *First Report and Recommendations of the Citizens' Assembly: the Eighth Amendment of the Constitution*, 2017, p.D2. <<https://www.citizensassembly.ie/en/The-Eighth-Amendment-of-the-Constitution/Final-Report-on-the-Eighth-Amendment-of-the-Constitution/Final-Report-incl-Appendix-A-D.pdf>>

⁽⁵³⁾ 篠原一編『討議デモクラシーの挑戦—ミニ・パブリックスが拓く新しい政治—』岩波書店, 2012, pp.v-ix.

⁽⁵⁴⁾ Houses of the Oireachtas, *op.cit.*(31), p.36.

⁽⁵⁵⁾ Citizens' Assembly, *op.cit.*(52), pp.3, 12.

する権限を持つ旨を明記する規定に改められるべきである (57%)。

また、多数意見は、次の 12 の事項がある場合には妊娠中絶が認められるべきであるとした(内容が一部重複するものも多いが、内容により賛同者の割合が異なる。)⁽⁵⁶⁾。

- ①妊婦の生命に対する現実的かつ実質的な身体的危険 (99%)
- ②自殺による妊婦の生命に対する現実的かつ実質的な危険 (95%)
- ③妊婦の身体的健康に対する重大な危険 (93%)
- ④妊婦の精神的健康に対する重大な危険 (90%)
- ⑤妊婦の健康に対する重大な危険 (91%)
- ⑥妊婦の身体的健康に対する危険 (79%)
- ⑦妊婦の精神的健康に対する危険 (78%)
- ⑧妊婦の健康に対する危険 (78%)
- ⑨強制性交による妊娠 (89%)
- ⑩出産の前又は直後の死亡が予想される胎児の異常 (89%)
- ⑪出産の前又は直後の死亡が予想されない胎児の顕著な異常 (80%)
- ⑫社会経済的な理由 (72%)

さらに、妊娠 12 週以内であれば制約なしで妊娠中絶が認められるべきとする意見 (48%)、22 週以内であれば制約なしで認められるべきとする意見 (44%)、身体的健康と精神的健康を区別すべきではないという意見 (72%) などがあった⁽⁵⁷⁾。

(2) 議会

アイルランド議会は、上下両議院の議員から成る合同委員会を設置して市民議会の報告書を検討した。胎児の生命権等を定める憲法第 40 条第 3 節第 3 項を改正し、妊娠中絶については議会が定めるという規定にすべきとの市民議会の提言に対し、合同委員会は 2017 年 12 月の報告書で、司法判断を排除するようにも読める規定とすべきではないとして、同項の改正ではなく削除を提言した⁽⁵⁸⁾。

しかし、2018 年 3 月 7 日に政府が下院に提出した第 36 次改正案は、同項を「妊娠中絶の規制については、法律で定めることができる。」と改めるものであった。これは司法判断を排除する趣旨のものではなく⁽⁵⁹⁾、同項を削除しただけでは議会がこの問題に関する十分な立法を行えない可能性があるという法務長官の助言に従ったものとされている⁽⁶⁰⁾。

第 36 次改正案で言及されている「(妊娠中絶の規制を定める) 法律」について、政府は 2018 年 3 月 8 日に「妊娠中絶の規制に関する政策文書」⁽⁶¹⁾を公表してその骨子を示し、同月 27 日には

⁽⁵⁶⁾ *ibid.*, pp.4, 13.

⁽⁵⁷⁾ *ibid.*, pp.4, 12-13.

⁽⁵⁸⁾ *Report of the Joint Committee on the Eighth Amendment of the Constitution, op.cit.*(31), pp.5-6.

⁽⁵⁹⁾ “Dáil Éireann debate - Friday, 9 Mar 2018: Thirty-sixth Amendment of the Constitution Bill 2018: Second Stage.” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/dail/2018-03-09/5/>> Simon Harris 保健大臣の発言。

⁽⁶⁰⁾ John O’Dowd, “Thirty-sixth Amendment of the Constitution Bill 2018: An analysis of the possible legal effects of the proposed amendment,” p.6. University College Dublin Website <[http://www.ucd.ie/t4cms/Thirty-sixth%20Amendment%20of%20the%20Constitution%20Bill%202018%20\(third%20edit%20JOD\).pdf](http://www.ucd.ie/t4cms/Thirty-sixth%20Amendment%20of%20the%20Constitution%20Bill%202018%20(third%20edit%20JOD).pdf)> なお、法務長官は政府構成員ではなく、法律及び法的意見に関する事項についての政府の顧問である (憲法第 30 条)。

⁽⁶¹⁾ “Policy Paper: Regulation of Termination of Pregnancy,” 2018.3.8. Department of Health Website <<https://health.gov.ie/wp-content/uploads/2018/03/Policy-paper-approved-by-Government-8-March-2018.pdf>>

「妊娠中絶規制法案要綱 (General Scheme)」⁽⁶²⁾を公表して詳細を示した。

要綱では、①胎児の母体外生存可能期⁽⁶³⁾前において、妊婦の生命に対する危険又はその健康に対する重大な被害の危険がある場合（身体的なものと精神的なものとを問わない。）、②妊婦の生命に対する差し迫った危険又はその健康に対する重大な被害の差し迫った危険がある場合（緊急時）のほか、③出産の前又は直後の死亡が予想される疾患 (condition) が胎児にある場合や、④妊娠 12 週以内である場合にも、妊娠中絶を行うことができるとされた（前述図 2 中「第 36 次改正」参照。なお、①は 2 人、②は 1 人、③は 2 人、④は 1 人の医療従事者の認定を要する。）。あわせて、この法律に基づかない妊娠中絶の罪やその法定刑（これまでと異なり、同罪は妊婦自身には適用されないと規定）、2013 年妊娠期生命保護法等の廃止、妊娠中絶の実施判断の審査申請などについても定められた。

第 36 次改正案の審議段階では、特に④の妊娠 12 週以内の場合に、妊婦の生命に対する危険等の制約なしで妊娠中絶を認めている点が問題となった。政府は、こうした規定は国際標準に沿ったものであるとし、慎重な判断を促すため、妊娠中絶の実施前に選択肢の提示とインフォームド・コンセント（十分な説明を受けた後の承諾）のための期間を設けると説明している⁽⁶⁴⁾。

第 36 次改正案は 2018 年 3 月 21 日に下院で可決され（賛成 97、反対 25）、同月 28 日に上院で可決された（賛成 40、反対 10）。与党の統一アイルランド党 (Fine Gael) はほとんどの議員が賛成に回ったが、最大野党の共和党 (Fianna Fáil) は賛否が拮抗した⁽⁶⁵⁾。

(3) 国民投票

2018 年 3 月 9 日に国民投票委員会（第 I 章 3 参照）が設置され⁽⁶⁶⁾、同月 28 日に、投票日を同年 5 月 25 日とする住宅・計画・地方政府担当大臣の命令が出された⁽⁶⁷⁾。

国民投票委員会の活動内容については、同委員会が同大臣に提出する報告書に記載される（1998 年国民投票法第 14 条第 1 項）。これによれば、①投票日と主題の周知、②投票の奨励、③提案内容の説明という 3 つの目的のため、案内書の戸別配布、ウェブサイトでの発信、ソーシャルメディア（ツイッター、フェイスブック）での発信、視覚・聴覚障害者等に対応した資料の作成、テレビ・ラジオ・オンライン・屋外・新聞等での全国広告（広報）、テレビ・ラジオでの解説な

⁽⁶²⁾ “General Scheme of a Bill to Regulate Termination of Pregnancy,” 2018.3.27. *ibid.* <<http://health.gov.ie/wp-content/uploads/2018/03/General-Scheme-for-Publication.pdf>>

⁽⁶³⁾ 個人差があるが、通常は妊娠 23～24 週とされている。その後、妊婦の生命に対する危険等がある場合には、妊娠は人工早産により終了することになる。“Government will seek to ban late-term abortions,” *Irish Times*, 2018.3.26. <<https://www.irishtimes.com/news/politics/government-will-seek-to-ban-late-term-abortions-1.3440056>>

⁽⁶⁴⁾ “Dáil Éireann debate - Friday, 9 Mar 2018: Thirty-sixth Amendment of the Constitution Bill 2018: Second Stage,” *op.cit.*⁽⁵⁹⁾ Simon Harris 保健大臣の発言。

⁽⁶⁵⁾ “Dáil Éireann debate - Wednesday, 21 Mar 2018: Thirty-sixth Amendment of the Constitution Bill 2018: Fifth Stage.” Houses of the Oireachtas Website <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/dail/2018-03-21/63/>>; “Seanad Éireann debate - Wednesday, 28 Mar 2018: Thirty-sixth Amendment of the Constitution Bill 2018: Committee Stage (Resumed) and Remaining Stages.” *idem* <<https://www.oireachtas.ie/en/debates/debate/seanad/2018-03-28/17/>>

⁽⁶⁶⁾ S.I. No. 66/2018 - Referendum Commission (Establishment) Order 2018

⁽⁶⁷⁾ “Referendum – Thirty-sixth Amendment of the Constitution Bill 2018,” 2018.3.28. Department of Housing, Planning and Local Government Website <<https://www.housing.gov.ie/local-government/voting/referenda/referendum-thirty-sixth-amendment-constitution-bill-2018>>

どが行われた⁽⁶⁸⁾。支出の詳細は表2のとおりであった。

表2 国民投票委員会の支出 (単位：ユーロ)

キャンペーン管理費	421,071
内容調査	54,191
訴訟費用	95,641
案内書作成・配布	455,138
テレビ／視聴覚資料	459,216
ラジオ	254,561
屋外広告	188,200
活字メディア	150,399
オンラインメディア	491,509
運営管理その他	23,686
支出計	2,593,612
予算額	3,500,000

(出典) Referendum Commission, *Report on the Referendum on the Regulation of Termination of Pregnancy*, 2018, p.7. <<https://www.refcom.ie/previous-referendums/referendum-on-termination-of-pregnancy/36th-RefCom-Report.pdf>>

国民投票運動を行う団体等については、政治目的の支出を行う第三者(第I章4参照)として、「トゥギャザー・フォー・YES」、「セーブ・ザ・8th」、「プロライフキャンペーン」などが公職基準委員会に登録された⁽⁶⁹⁾。これらを含む主な政党、関係団体等のウェブサイトや新聞から、それぞれの見解をまとめると次頁の表3のとおりであった。

第I章4で触れたデジタル媒体の利用については、ユーチューブやフェイスブック上の広告が無党派層などへの潜在的な働きかけに利用されているという指摘があった⁽⁷⁰⁾。また、国外の団体により資金拠出された広告は掲載しないというフェイスブックの決定や、国民投票運動に関する全ての広告を禁止するグーグルの動きが報じられた⁽⁷¹⁾。

第I章5で述べた放送については、賛成・反対両派の政治家や関係者によるテレビ討論が行われた⁽⁷²⁾。イプソス MRBI 社の世論調査によれば、投票行動に最も影響を与えたと考えられているのは、テレビ討論(25%)、ソーシャルメディアでの議論(24%)、家庭・職場・社会生活での議論(15%)、ラジオ討論(9%)、ポスター(7%)、新聞記事(3%)、勧誘(canvassing, 3%)、屋外広告(2%)、オンライン広告(2%)、小冊子(1%)、ミサでの声明(1%)であり、テレビ広告等は

⁽⁶⁸⁾ Referendum Commission, *Report on the Referendum on the Regulation of Termination of Pregnancy*, 2018, pp.5-6. <<https://www.refcom.ie/previous-referendums/referendum-on-termination-of-pregnancy/36th-RefCom-Report.pdf>>

⁽⁶⁹⁾ “Third Parties: Registered.” Standards in Public Office Commission Website <<http://www.sipo.ie/Website/en/Reports/Register-of-Third-Parties/>>; “Yes and No campaigners register as ‘third parties’ with watchdog,” *Irish Times*, 2018.4.23. <<https://www.irishtimes.com/news/politics/yes-and-no-campaigners-register-as-third-parties-with-watchdog-1.3471743>>

⁽⁷⁰⁾ “The poisonous online campaign to defeat the abortion referendum,” *Irish Times*, 2018.5.7. <<https://www.irishtimes.com/opinion/the-poisonous-online-campaign-to-defeat-the-abortion-referendum-1.3486236>>

⁽⁷¹⁾ “Taoiseach welcomes move by Google, Facebook on referendum ads,” *Irish Times*, 2018.5.9. <<https://www.irishtimes.com/news/politics/oireachtas/taoiseach-welcomes-move-by-google-facebook-on-referendum-ads-1.3489600>>

⁽⁷²⁾ “Everyone is talking about the audience during Claire Byrne’s referendum debate,” *Irish Examiner*, 2018.5.15. <<https://www.irishexaminer.com/examviral/everyone-is-talking-about-the-audience-during-claire-byrnes-referendum-debate-842958.html>>; “Latest: Peadar Toibin says unborn has ‘no voice’; Simon Harris calls on people to ‘trust women’ in abortion debate,” *idem*, 2018.5.22. <<https://www.irishexaminer.com/breakingnews/ireland/three-hours-to-final-abortion-debate-rte-and-no-side-fall-out-over-speakers-844479.html>>

見られない⁽⁷³⁾。

表3 主な政党、関係団体等の見解

団体	見解
賛成	
シン・フェイン党	第8次改正（による追加規定。胎児の生命権を定める規定）の廃止のために国民投票運動を行う。ただし、政府の妊娠中絶規制法案のうち、12週以内の妊娠中絶に制限を付さない点については議論が必要。
労働党	第40条第3節第3項（胎児の生命権等を定める規定）の削除を支持してきたが、憲法上の疑義をなくすために同項を改正し、議会に立法権限を与える規定にするという政府と法務長官の立場を受け入れる。
トゥギャザー・フォー・YES	より思いやりのあるアイルランドのために、第8次改正を取り除くための国民投票運動を行う。
アイリッシュ・タイムズ紙	憲法は妊娠中絶について規定するための場ではない。賛成に投票することで、女性の身体の自律性を国家の下に追いやる世界観を放棄できる。
反対	
アイルランド・カトリック司教会議	第40条第3節第3項は人命の平等と尊重の宣言である。同項を廃止すれば、胎児は将来導入される可能性のある自由放任の妊娠中絶法のなすがまになる。
セーブ・ザ・8th	第8次改正による追加規定が廃止されれば、胎児の権利は永遠にゼロになる。アイルランドは妊婦にとって世界で最も安全な場所の1つである。妊娠中絶は障害者差別につながる。
プロライフキャンペーン	全ての人は体の大きさや知的能力にかかわらず平等で固有の価値を持つ。第8次改正は命を救う。生命権がなければ他の全ての権利は無意味である。
その他	
統一アイルランド党	国民投票に関しては各人の良心に従って投票することを認めているので、党としての公式な立場はとれない。
共和党	意見が混在している。国民投票運動の間中は公式な立場をとらない見通し。
ダウン症アイルランド	この議論のどちらの側もダウン症のある人を利用すべきでない。議論の論調が障害を持つ全ての人々に敬意を払ったものであることを求める。
アイリッシュ・インディペンデント紙	世論調査では都市＝リベラルと地方＝保守の分断が指摘されているが、誇張されるべきでない。結果がどうであれ、受け入れるためにあらゆる努力がなされなければならない。

(出典) “SF unlikely to update abortion stance before referendum,” *Irish Times*, 2018.3.8. <<https://www.irishtimes.com/news/ireland/irish-news/sf-unlikely-to-update-abortion-stance-before-referendum-1.3420390>>; Labour Party, *The Repeal Referendum - What you need to know*. <https://www.labour.ie/download/pdf/repeal_what_you_need_to_know_labour_party_april_2018.pdf>; “Who We Are.” Together For Yes Website <<https://www.togetherforyes.ie/about-us/who-we-are/>>; “The Irish Times view on abortion: end the secrecy and the shame,” *Irish Times*, 2018.5.23. <<https://www.irishtimes.com/opinion/editorial/the-irish-times-view-on-abortion-end-the-secrecy-and-the-shame-1.3505835>>; “Our Common Humanity” – statement on the second day of the Spring 2018 General Meeting of the Irish Catholic Bishops’ Conference,” 2018.3.6. Irish Catholic Bishops’ Conference Website <<https://www.catholicbishops.ie/2018/03/06/our-common-humanity-statement-on-the-second-day-of-the-spring-2018-general-meeting-of-the-irish-catholic-bishops-conference/>>; “Explained: The Referendum On The 8th Amendment.” Save the 8th Website <<https://www.save8.ie/8th-amendment-explained/>>; “Abortion.” Pro Life Campaign Website <<https://prolifecampaign.ie/main/>>; “Taoiseach to launch campaign for pro-repeal FG members,” *Irish Times*, 2018.4.17. <<https://www.irishtimes.com/news/politics/taoiseach-to-launch-campaign-for-pro-repeal-fg-members-1.3464898>>; “Fianna Fáil TD’s have mixed views on abortion referendum,” *Irish Examiner*, 2018.1.12. <<https://www.irishexaminer.com/ireland/fianna-fail-tds-have-mixed-views-on-abortion-referendum-465653.html>>; “Statement on the topic of the upcoming referendum.” Down Syndrome Ireland Website <<https://downsyndrome.ie/statement-on-the-topic-of-the-upcoming-referendum/>>; “Two Irelands, one referendum divide,” *Sunday Independent*, 2018.5.6 を基に筆者作成。

2018年5月25日に行われた国民投票は投票率 64.13%、賛成 66.21%、反対 33.51% で、改正案は承認され、同月29日に結果が官報に公示された⁽⁷⁴⁾。結果への異議申立ては3件あった

(73) “How Ireland talked its way to a Yes vote,” *Irish Times*, 2018.6.14. <<https://www.irishtimes.com/opinion/how-ireland-talked-its-way-to-a-yes-vote-1.3529337>>

(74) *Iris Oifigiúil*, 2018.5.29, pp.768-770.

が⁽⁷⁵⁾、同年9月までに高等法院、控訴院、最高裁判所によりいずれも無効と判断された⁽⁷⁶⁾。結果の確定後、同月18日に改正案は大統領により署名され、施行された。

第36次改正後の憲法（下線が改正部分）

基本権

個人の権利

第40条

1・2（略）

3 1° 国は、市民の個人の権利を法律において尊重し、かつ、法律によって可能な限り保護し、及び擁護することを保障する。

2°（略）

3° 妊娠中絶の規制については、法律で定めることができる。

4～6（略）

妊娠中絶の規制を定める法律は、2018年3月に公表された「妊娠中絶規制法案要綱」が国民投票後の同年7月に「2018年保健（妊娠中絶規制）法案要綱」と改題されて微細な修正が加えられ⁽⁷⁷⁾、憲法改正後の同年9月27日にその内容を踏襲した「2018年保健（妊娠中絶規制）法案」が議会に提出され、同年12月に可決された（議会では、施行後3年以内の見直しを規定するなどの修正が行われた。）。

おわりに

アイルランドにおける憲法改正の手續と事例について、妊娠中絶に関する改正を中心に紹介してきた。

英国からの独立とともに形成されたアイルランド憲法は、当初はカトリックの優越条項や離婚禁止規定が存在するなどカトリックの影響が色濃く（後に削除。表1の第5次・第15次改正案参照）、その伝統が国際情勢とも連動して、憲法上の議論をもたらすことになった。妊娠中絶の規定は30年以上にわたる議論と変遷を経た後、法律事項と規定することで一応の決着を見た。

何が憲法問題になるかは国によって様々であるが、国民投票の在り方、司法審査との関係、国民の政治参加などは各国に共通して見られる課題である。アイルランドの憲法改正は、こうした課題への取組の一例を示している。

（いだ あつひこ）

⁽⁷⁵⁾ 異議申立ての理由として、国民投票委員会の情報提供が不十分で改正案の性質・対象範囲・法的効果を伝え切れていないこと、同委員会の小冊子に胎児の致命的な異常に関する重大な省略が見られること、国民投票運動中に首相らが虚偽の発言をしたこと、投票人登録の不備により投票できない人々がいたこと、外国在住期間の長い投票権者が多数いたことなどが挙げられた。“Three High Court applications to challenge referendum result,” 2018.6.5. RTE Website <<https://www.rte.ie/news/2018/0605/968418-referendum-challenge-high-court/>>

⁽⁷⁶⁾ Byrne v. Ireland & ors [2018] IEHC 437; Tracey v. Ireland & ors [2018] IESCDET 123; Jordan v. Ireland, Attorney General and Referendum Returning Officer [2018] IESCDET 124.

⁽⁷⁷⁾ “General Scheme of a Bill entitled Health (Regulation of Termination of Pregnancy) Bill 2018.” Department of Health Website <<https://health.gov.ie/wp-content/uploads/2018/07/Updated-General-Scheme-of-the-Health-Regulation-of-Termination-of-Pregnancy-Bill-2018.pdf>>